

豊中市 AI セミナー受講料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市新・産業振興ビジョンの考え方にもとづき、市内中小事業者の経営者や従業員が AI に関する知識の向上並びに実務に活用するための技術及びスキルの習得を目的として参加するセミナーや研修等の受講料及び参加費の一部を補助することにより、AI 技術の活用による経営課題の解決を図るものとし、その交付については、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、次の各号に定めるものをいう。

- (1) 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- (2) ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等（法人税法上の収益事業を営んでいる者に限る。）

(対象者)

第3条 本補助金を申し込むことができる者は、次に掲げる要件を満たす中小企業者等とする。ただし、宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和三十二年七月十日法律第百二十二号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者は除く。

- (1) 前条で掲げる中小企業者等に該当し、市内に本店所在地又は主たる事業所を有し、市税に滞納のない者。ただし、非課税又は免除の場合は納税しているものとみなす。

(対象事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下、「補助対象事業」という。）は、前条に掲げる者（以下、「対象者」という。）の経営者や雇用する従業員が AI に関する知識及び技術の習得を目的として参加するセミナーや研修等（以下「セミナー等」という。）の受講とする。

2 前項の事業において、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象外とする。

- (1) 参加者が広く一般に公募されていないセミナー等に参加する場合
- (2) セミナー等を通常業務として請負っていない事業者が実施するセミナー等に参加する場合
- (3) 個人が開催または運営するセミナー等に参加する場合

(対象経費)

第5条 補助の対象経費は、前条の事業に要する経費のうち、対象者がセミナー等の主催者等へ支払う受講料（教材費含む）、参加費、研修委託費、謝礼金、会場借上料及びそれに類する経費とする。

(補助金額)

第6条 補助金額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する。

(1) 補助の対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額

(2) 100,000円

2 前項第1号の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一の会計年度において同一の補助対象者につき通算して第1項第2号に定める金額を上限とし決定する。

(補助金交付の申込み)

第7条 補助金交付を受けようとする対象者（以下、「申込者」という。）は、豊中市AIセミナー受講料補助金交付申込書兼請求書（様式第1-1号）に別表1に掲げる添付書類を添えて、指定された期間内に市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めた書類については、この限りでない。

2 消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている申込者は、前項の補助金の交付の申込をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申込しなければならない。ただし、申込時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについてはこの限りでない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、内容等を審査し、第6条に規定する補助金の交付の可否を決定し、補助金の交付が適当であると認める場合は、予算の範囲内で補助金の交付決定を行い、当該申込者に補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の審査において、交付が不適当であると認める場合は、補助金の不交付決定を行い、豊中市AIセミナー受講料補助金不交付決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、当該補助金の交付決定を受けた申込者（以下、「補助対象事業者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を当該補助対象事業者等以外の用途に使用したとき。

(2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 補助金の全部又は一部を使用しなかったとき。

(4) 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。

(5) その他市長が補助金を取り消す必要があると認めるとき。

(補助金の返還)

- 第10条** 市長は前条の規定により補助金の全部又は一部を取り消した場合において、当該取り消しに係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとする。
- 2 補助対象事業者は、交付決定後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定し、補助対象経費の額が減額となる場合、速やかに市長に報告すること。
- 3 前項の報告があった場合には、市長は、当該消費税等仕入控除税額に相当する補助金の額の全部又は一部を返還させるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第11条** 補助対象事業者は、前条に規定する補助金の返還を求められたときは、規則第14条の規定を準用するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、その限りではない。

(他の補助金等との併用制限)

- 第12条** 補助対象事業者が国、府又はその他の公共団体等から、補助の対象経費について補助金等の交付を受けた場合又はその予定がある場合は、この要綱に規定する補助金の交付を併用して受けることはできない。

(調査等)

- 第13条** 市長は、この要綱の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、この要綱に関する調査等を実施することとし、補助対象事業者はその調査等に応じなければならない。

(協力)

- 第14条** 市長は、補助対象事業者に対し、次の各号に掲げる事項について協力を求めることができる。
- (1) 補助対象事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当するかどうかについて調査する必要がある場合、大阪府警察に照会する際に必要な情報について提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(この要綱に定めがない事項)

- 第15条** この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月1日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(別表1)

補助金の交付申し込みの添付書類は、以下の書類とする。

豊中市 AI セミナー受講料補助金報告書 (様式第 1 - 2 号)
消費税等仕入控除税額確認書 (様式第 1 - 3 号)
豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類 (写)
豊中市税に未納のない証明書
セミナー等の内容がわかる書類
セミナー等の受講料がわかる書類
支払いが完了したことがわかる書類
その他市長が必要と認める書類

豊中市 AI セミナー受講料補助金交付申込書兼請求書

豊中市長 あて

豊中市 AI セミナー受講料補助金の交付を受けたいので、豊中市 AI セミナー受講料補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、関係書類を添えて申込みします。また、交付決定後は交付決定額を下記の口座に振り込んでください。

1. 申込者の情報

フリガナ			
事業者名 (法人名)			
事業所在地	〒		
フリガナ		代表者住所	〒
代表者氏名			
代表者生年月日	年 月 日	電話番号	
フリガナ		担当者 連絡先	電話 :
担当者名			Mail:

2. 申込要件の情報

補助金対象経費	円
補助金交付申込額 (1,000 円未満切捨)	円
事業の内容	別紙、セミナー等受講報告書のとおり

※消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている中小企業者等は、消費税等仕入控除税額を減額して記入してください。

3. 誓約事項

※誓約事項を確認し、下表右端のチェックボックスにチェックを入れてください。

私は、申込要件を全て満たしています。	<input type="checkbox"/>
申込書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還と違約金の支払いに応じます。	<input type="checkbox"/>
本補助金の対象となる経費について、国・府等から補助金等の支給を受けておらず、今後も支給を受ける予定はありません。	<input type="checkbox"/>
豊中市から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	<input type="checkbox"/>
豊中市に納付すべき市税の全般に関して、滞納をしていません。	<input type="checkbox"/>
申込書類に記載された情報を、豊中市暴力団排除条例第14条に基づき、大阪府警察に提供することに同意します。	<input type="checkbox"/>
代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、豊中市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団密接関係者には、該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者が経営に事実上参画していません。	<input type="checkbox"/>

4. 補助金振込口座に関する情報

金融機関名			
支店名			
預金種目	1. 普通	2. 当座	口座番号
フリガナ			
振込先名義(※)			

(※) 振込先の名義は、必ず「1 申込者の情報」と同一名義にしてください。

私は、豊中市 AI セミナー受講料補助金の交付の申込みを行うにあたり、本申込書の内容がすべて事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 (年) 月 日

豊中市長 あて

事業所在地：

事業者名：

代表者職・氏名：

豊中市 AI セミナー受講料補助金セミナー受講報告書

受講報告書

セミナー等の名称			
実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
実施会場名 (住所)			
実施機関名			
補助対象経費	<p style="text-align: right;">円</p> <p>(内訳)</p> <p>受講料・参加費： 円</p> <p>研修委託費・謝礼金・会場借上料： 円</p> <p>教材費： 円</p>		
フリガナ		役職	
受講者名 (複数の場合は別紙可)			
セミナー等の内容			
抱えている経営課題 受講の成果	(AI 活用により解決したい経営課題及び、セミナー等を受講して習得した知識や技術などどのような成果が得られたかについて記入してください)		
今後の事業への 展開計画	(習得した知識や技術を、今後どのように現場に反映させていくのかを記入してください)		

消費税等仕入税額控除確認書

豊中市長 あて

事業者名

事業所在地

代表者氏名

該当する□にチェックを入れてください。

(1) 以下の理由により、消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行いませんので、消費税額を助成対象額に含めて申請します。

(以下 (i) ~ (iv)のうち該当するものにチェックしてください)

- (i) 消費税法における納税義務者でない。
- (ii) 消費税の免税事業者であり、かつ課税事業者を選択していない。
- (iii) 簡易課税事業者である。
- (iv) (i)~(iii)に該当しないが助成対象費用に係る消費税については、控除対象仕入税額に算入しない。

なお、当該事業に係る消費税の一部又は全てについて、控除を受けること又は受けたことが発覚した場合は、速やかに報告し、消費税に係る助成金相当額を返還します。

また、市長から消費税に係る報告を求められた場合は、速やかに報告をします。

(2) 消費税額及び地方消費税額の仕入税額控除を行う予定なので、消費税額を助成対象額に含めずに申請します。

様式第2号

豊活産第 号
令和 年（ 年） 月 日

様

豊中市長

豊中市 AI セミナー受講料補助金不交付決定通知書

令和 年（ 年） 月 日付で申込みのありました補助金につきまして、審査の結果、補助金を交付しないことを決定しましたので、豊中市 AI セミナー受講料補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由